

松川町 自治体経営改革プラン

持続可能な自治体経営のロードマップ

松川町

目次

第1部 序論	1
第1章 プラン策定の趣旨	2
第2章 計画の構成と期間	2
第1節 計画の構成	2
第2節 計画の期間	2
第3章 第1次改革プランの総括	3
第1節 概要	3
第2節 実行計画の総括	3
第3節 財政の効果	5
第2部 第2次改革プラン	7
第1章 第2次改革プランの基本方針	8
第2章 実行計画(27改革項目).....	9
(1) 効率的な行政経営	10
(2) 総人件費改革の推進	12
(3) 健全な財政運営	14
第3章 目標指標	18
第4章 推進体制	18
資料編	19
1. 松川町自治体経営審議会条例	20
2. 松川町自治体経営審議会委員名簿	22
3. 諮問	22
4. 答申	23

第1部 序論

第1章 計画策定の趣旨

第2章 計画の構成と期間

第3章 第1次改革プランの総括

第1章 プラン策定の趣旨

松川町では、これまでに昭和60年、平成8年（平成10年見直し）に行政改革大綱に取り組んでまいりました。

近年急速に変化する社会経済情勢や本格的な地方分権へ対応するため、平成15年度より行財政改革推進会議（庁内プロジェクトチーム）を設置し、新たな行財政改革大綱として松川町自治体経営改革プラン〔平成18～22年度〕（以下「第1次プラン」という。）を策定、喫緊の行財政改革に対応してまいりました。

この度、第4次松川町総合計画後期基本計画（平成23～27年度）の目標を達成するための行革大綱として、また、厳しい社会経済情勢に対応した実行計画として、第2次松川町自治体経営改革プラン〔平成23～27年度〕（以下「第2次改革プラン」という。）を策定するものです。

第2章 計画の構成と期間

第1節 計画の構成

第2次改革プランは、基本方針、実行計画（基本事業、事業の内容）、目標指標、推進体制の4つで構成されています。

1. 基本方針

基本方針は、厳しい社会経済情勢と地方分権に対応した行財政改革の基本方針を示したものです。

2. 実行計画

(1) 基本事業

基本事業は、基本方針を実現するために必要となる具体的な施策を、分野ごとに示したものです。

(2) 事業の内容

事業の内容は、基本事業で示した施策について、具体的な取り組みを示したものです。

3. 目標指標

施策の達成状況を分かりやすく示すため、客観的な指標と数値を用いて目標数値を示します。

4. 推進体制

第2次改革プランを達成するための推進体制を示します。

第2節 計画の期間

第2次改革プランは、平成23年度から平成27年度までの5ヶ年を計画期間とします。尚、期間の途中であっても、社会情勢の変化等必要に応じて見直しを行うものとします。

第3章 第1次改革プランの総括

第1節 概要

第1次改革プランでは、「住民参画と情報共有による自治体経営の推進」「効率的な経営システムの実現」「健全な財政運営の確立」の3つの基本方針のもと、34の改革項目（実行計画）策定し、全庁的に取り組んできました。

平成22年度末見込みでは、目標設定に対し、目標を上回る項目が1、概ね達成した項目が30、目標を下回る項目が3という状況になっています。

第2節 実行計画の総括

実行計画の主な成果等は以下のとおりです。

1. 住民参画と情報共有による自治体経営の推進

○パブリックコメントの導入

情報共有と住民参加の推進につなげるため、パブリックコメント手続条例を制定（平成19年12月）し、町の一定の施策について住民意見の提出手続きを定めました。

○審議会などへの住民参画と情報公開

審議会などの審議状況を明らかにするため、会議及び会議録の公開に関する条例を制定（平成19年12月）し、全ての会議を原則公開するとともに、議事録等について町ホームページ等において情報公開しています。

2. 効率的な経営システムの実現

○能力成果主義による人事考課制度の導入

人材育成を図るとともに能力成果に基づく勤務評定を行うため、目標管理型人事評価制度を導入（平成18年度試行、19年度～本格実施）しました。

○組織機構改革

機構改革を実施（平成20年4月）し、係を統合するとともに、地方分権時代に対応するため、こども課及び定住対策室（産業振興課内）を新設しました。

○保育所の統合と保育サービスの充実

施設の老朽化への対応と充実した保育サービスを提供するため、保育園整備計画を策定し、北名子保育園と中央保育園の統合整備について方向性を決定しました。

3. 健全な財政運営の確立

○受益者負担の適正化（公共施設使用料）

公平で利用しやすい料金設定とするため、社会教育施設使用料について使用料徴収条例を改正（平成21年3月）しました。

また、松川IC駐車場条例を制定（平成20年12月）し、民間のノウハウを活かし、有料化による管理運営を実施しています。

○地域協働による基盤整備・維持管理の推進

内部検討に止まる状況であり、第2次改革プランにおいて、引き続き実行計画として定め、取組を確実に進めます。

○町税等の収納率の向上

納税意識の低い滞納者に対する差押えや給水停止等の措置を行い厳格な徴収に取り組み、町税等の徴収率の向上を目指しました。

県内町部門では第3位の徴収率を維持していますが、厳しい経済状況が続いており、未収金額は増加傾向にあり、総額（累計）では1億円を超える状況となっています。

●町税徴収率（現年分）

（単位：％）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
町税徴収率（％）	99.1	99.0	98.9	98.8	98.5

●未収金（累計）の状況

（単位：千円）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	H21 / H17
町税	37,326	35,598	42,263	49,714	60,127	161%
個人町民税	10,621	11,900	15,233	20,274	25,108	236%
法人町民税	895	1,003	1,121	1,287	1,980	221%
固定資産税	25,374	22,034	25,086	27,024	31,762	125%
軽自動車税	436	661	823	1,129	1,277	293%
国保税	24,537	25,880	25,879	29,363	33,327	136%
介護保険料	983	1,040	1,228	1,530	1,637	167%
後期高齢者保健料	—	—	—	407	1,176	—
受益者負担金	107	107	218	2,243	313	293%
上下水道使用料	4,547	4,701	4,967	6,505	6,309	139%
保育料	201	0	99	296	166	83%
財産収入	941	470	470	247	0	—
その他	0	0	45	2	0	—
未収金計	68,642	67,796	75,169	90,307	103,055	150%

●不能欠損の状況

（単位：千円）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
不能欠損額	1,629	7,174	1,733	1,369	1,632

○松川町職員数適正化計画の推進

職員数適正化計画に基づき、5年間で15名減（－12.5％）としています。

計画目標を3名下回りますが、想定していなかった行政サービスの拡大分（地域包括支援センター等5名増）を差し引くと、実質的には目標を上回る削減としています。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
職員数（名）	120	117	108	105	104	105

○指定管理者制度の活用

平成18年度に社会福祉センター等3施設に指定管理制度を導入して以降、現在までに全5施設について、民間活力の参画が図られています。

第3節 財政の効果

第1次改革プランの項目のうち、主なにおける財政効果額（決算ベースで平成17年度と比較した21年度（4年間）までの削減額）は下表のとおりとなっています。

1. 人件費（賃金含む）

（単位：千円）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	835,634	790,544	755,971	741,214	709,561
賃金	130,599	155,925	178,753	204,595	225,016
計	966,233	946,469	934,724	945,809	934,577
削減額	—	19,764	31,509	20,424	31,656

削減額計

1億3百万円

2. 松川IC駐車場使用料

使用料収入 - 経費

（単位：千円）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
松川IC駐車場使用料	—	—	—	—	3,750

増収額計

375万円

3. 広告料収入

（単位：千円）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
広告料収入	—	144	341	287	371

増収額計

114万円

第2部 第2次改革プラン

- 第1章 第2次改革プランの基本方針
- 第2章 実行計画(27改革項目)
- 第3章 目標指標
- 第4章 推進体制

第1章 第2次改革プランの基本方針

- | | |
|-------------------------|--|
| 1.
効率的な
行政経営 | <p>(1) 職員の意識能力改革
地方分権時代の自治体職員には、正確な事務処理能力に加え、自ら「学び」「考え」「企画立案し」「実践にむすびつける」という新しい能力が求められる。
行政のプロとして、結果平等主義の権利意識から脱却し、自ら変革しなければならない。</p> <p>(2) 業務の効率化とサービス向上
業務改善は、常日頃から意識し実践していなければならないことから、とにかく硬直化しがちな公務（事業）を改めてゼロベースで見直す必要がある。
職員は、「町民の皆さんは役場を選ぶことができない」ことを念頭に、あらゆる場を疎かにすることなく感じのよい接遇を提供しなければならない。</p> <p>(3) 民間活力の導入
外部委託が可能な業務において、民間と乖離した人件費を看過しているようなことがあれば、町民の納得は得られない。
あらゆる業務について、民間活力を最大限活用するよう検討する必要がある。</p> <p>(4) 住民参画システム
町民の皆さんが日頃感じている意見を施策につなげるためには、施策決定前段階における意見聴取の機会が大変重要である。
町民目線で業務を遂行する上において、住民参画システムの充実は欠かすことができない。</p> |
| 2.
総人件費
改革の
推進 | <p>(1) 職員数の削減
国と地方全体の厳しい財政状況を直視すれば、公務員の総人件費改革は国全体の至上命題である。
そのため、正規職員数の定員は引き続き抑制する一方で、臨時非常勤職員の質を最大限活用する必要がある。</p> <p>(2) 人事給与制度改革
官民人件費の均衡に努めているところであるが、民間委託が可能な労働集約型職種においては、「行政サービスが適正なコストで提供されているか」という点で課題が大きい。
国の人事院勧告を適用し、職種ごと適切な給与表を適用する必要がある。</p> |
| 3.
健全な
財政運営 | <p>(1) 計画的な財政運営
本格的な少子高齢化時代を迎えた現在、長引く不況による財源不足を赤字起債で将来世代へ先送りすることは厳に慎まなければならない。
国地方ともに持続可能な財政運営を行う上で、戦略的な歳出と長期的な財政運営に取り組むことが大切である。</p> <p>(2) 自主財源の確保と町有財産の利活用
適切な徴収体制を整備維持するとともに、あらゆる公有未利用財産の活用にも努める必要がある。</p> |

第2章 実行計画(27改革項目)

施策体系
(1) 効率的な行政経営
① 職員の意識能力改革
01 職員人材育成計画の適確な運用
02 計画的異動による高度な知識技術を有する職員の育成
03 人事評価制度の充実
04 町以外の媒体を利用して宣伝 PR
② 業務の効率化とサービス向上
01 行政評価制度の充実
02 業務改善の実施
03 庁舎環境の改善とワンストップサービスの実施
04 職員接客力の向上
③ 民間活力の導入
01 業務全体を通じた外部委託の検討
02 学校給食施設整備計画
④ 住民参画機会の充実
01 審議会等への町民参加の充実
02 町民意見聴取手続きの充実
03 まちづくり委員会の継続実施
(2) 総人件費改革の推進
① 職員数の削減
01 定員管理計画の策定と見直し
02 臨時・非常勤職員の活用
② 給与制度改革
01 福祉職給の適用
02 分限処分取扱要綱の適確な運用
03 報酬審議会の開催
(3) 健全な財政運営
① 計画的な財政運営
01 中長期財政計画
02 上水道事業の健全経営
03 下水道事業の健全経営
04 地域協働による道路整備の推進
② 自主財源確保と町有財産の利活用
01 町税等の徴収体制の強化
02 広告掲載事業
03 借受不動産賃借料の適正化
04 北名子保育園跡地利用の検討
05 町営住宅及び教員住宅の精査

(1) 効率的な行政経営

現 況	課 題
<p>◇職員人材育成基本方針に基づき、縣市町村職員研修センターへの派遣数は、県下トップクラスとなっています。</p> <p>◇平成 18 年度より目標管理型人事評価制度に取り組み、全職員実施と係長以上職員の給与等への反映を実施しています。</p>	<p>◆組織全体を通じた職員の育成には至っておらず、分権時代に対応した自ら考え分析し実践する職員の育成が求められます。</p>
<p>◇報道機関等に対し行事案内を行い、取材を受け、行政施策を周知しています。</p>	<p>◆部署職員間で取組状況が異なり、一部では積極的な PR ができていません。</p>
<p>◇平成 14 年度より行政評価制度に取り組み、21 年度より第三者（外部）評価の試行を開始しています。</p>	<p>◆行政評価は、総合計画との連動性を確保することが課題となっています。</p> <p>◆正規職員数が減少する中、非効率な業務を更に見直す必要があります。</p>
<p>◇平成 22 年度において職場環境改善委員会を設置し、レイアウトと書類収納の検討に着手しました。</p>	<p>◆職場環境改善は引き続き検討を行い、改善の実践につなげる必要があります。</p>
<p>◇窓口サービスアップ実践マニュアルを作成、接客満足度アンケートは平成 18 年度に実施しています。</p>	<p>◆窓口サービスの向上は、職員個人の取組に止まり組織的な運用となっていません。また、アンケートは 1 回実施したのみです。</p>
<p>◇外部委託は、電算業務などを中心に進め、平成 18 年度より指定管理者制度を導入しています。（現在 5 施設）</p>	<p>◆委託等可能な業務や施設の検討は、全てについて行われていません。</p>
<p>◇学校給食施設の長期的な整備方針は未検討であり、各校の給食調理員は、臨時非常勤化が進んでいます。</p>	<p>◆学校給食については臨時非常勤割合が高まり、人員体制について検討する必要があります。</p>

基本事業	事業の内容	担当課係名												
① 職員の意識 能力改革	【01】 職員人材育成計画の適確な運用 ●職員人材育成を推進するため、職員人材育成計画を策定し適切に運用します。 ・人材育成推進委員会（庁内組織）を設置し、進捗状況の管理を行います。 ・職員アンケートを定期的実施します。 ・職員研修計画を策定し、実施します。 ・長野県や広域連合、他自治体との人事交流を実施します。	総務課 行政庶務係												
	【02】 計画的異動による高度な知識・技術を有する職員の育成 ●行政分野の専門かつ高度な知識技術及び経験を有する職員（エキスパート職員）を育成するため、計画的異動（ジョブローテーション）を実施します。	総務課 行政庶務係												
	【03】 人事評価制度の充実 ●職員一人ひとりの職務能力の向上と能力実績に基づく人事管理を図るため、人事評価制度の更なる向上と的確な運用を行います。 ・人事評価制度の改善運用を行います。 ・3級職員の給与等へ評価結果を反映していきます。[23年度評価結果より]【新規】	総務課 行政庶務係												
	【04】 町以外の媒体を利用した宣伝 PR ●町の施策やイベント等の効果的な広告宣伝を行うため、新聞やTVなどの多様な広報媒体を活用し、積極的なPRを行います。	総務課 まちづくり 推進係												
② 業務の効率化 とサービス向上	【01】 行政評価制度の充実 ●最少の経費で最大のサービスを提供するため、行政評価制度の充実運用を行います。 ・後期基本計画と連動した行政評価を運用します。 ・第三者（外部）評価について、試行を行い、本格運用へと進めます。	総務課 企画財政係												
	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口1人当り人件費物件費等決算額（円）</td> <td>-</td> <td>105,789</td> <td>106,145</td> <td>103,566</td> <td>105,171</td> </tr> </tbody> </table>	指標	H17	H18	H19	H20	H21	人口1人当り人件費物件費等決算額（円）	-	105,789	106,145	103,566	105,171	
	指標	H17	H18	H19	H20	H21								
	人口1人当り人件費物件費等決算額（円）	-	105,789	106,145	103,566	105,171								
【02】 業務改善の実施【新規】 ●硬直化しがちな公務の効率化を図るため、業務改善を全庁的に実施します。 ・業務改善チームを設置し、無駄な業務等の点検を実施します。 ・業務改善ハンドブックを作成し、推進します。	総務課 企画財政係													
【03】 庁舎環境の改善とワンストップサービスの実施【新規】 ●より良い窓口サービスを提供するため、庁舎環境の改善を行うとともに、ワンストップサービスを提供します。 ・職場環境改善委員会による庁舎改善の検討を行い庁舎レイアウトの改善を実施します。 ・ワンストップ（職員が出向く）により来庁目的が達成できるよう総合窓口を設置します。	総務課 行政庶務係													
③ 民間活力の 導入	【01】 業務全体を通じた外部委託の検討 ●民間活力を活用するため、民間委託が可能でありかつコスト低減が図られる業務の外部委託（指定管理者制度等）を検討実施します。 例：保育園、図書館等	総務課 企画財政係												
	【02】 学校給食施設整備計画 ●安心安全な学校給食の提供を図るため、学校給食施設整備計画を策定し、整備を進めます。 ・学校給食施設整備計画を教育施設審議会にて策定します。 ・栄養士や給食調理員等人員体制について、外部委託も含めた研究・検討を行います。	こども課 学校教育係												

現 況	課 題
<p>◇会議及び会議録の公開条例、パブリックコメント 手続条例を平成 20 年度施行しています。</p> <p>◇附属機関等の委員公募要綱を 21 年度より施行 しています。</p>	<p>◆委員選出が固定化しないよう、幅広い参加として いく必要があります。</p> <p>◆パブリックコメントは最終決定直前での意見提出 手続きとなるので、策定途中段階での意見聴取も 積極的に取り入れる必要があります。</p>
<p>◇計画策定等に際しては、町民参加型ワークショッ プを取り入れ計画検討の参考としています。</p>	<p>◆まちづくり委員会は継続的な取り組みとなってい ません。</p>

(2) 総人件費改革の推進

現 況	課 題
<p>◇正規職員数は、前期 5 年間で 14 名 (12%) 削減し、 類似団体人件費割合ではトップクラスの低さを維 持しています。</p>	<p>◆国地方ともに公務員の総人件費改革(2 割削減)は、 至上命題です。</p>
<p>◇臨時非常勤職員は 33 名増となっています。</p>	<p>◆役場サービスにおける臨時非常勤職員の役割は質 量ともに大きくなっており、改めて制度化が必要 です。</p>
<p>◇福祉職給 (99 人事院勧告 (平成 11 年 4 月 1 日適 用)) について、保育士への適用は未だ行われて いません。</p>	<p>◆民間委託可能な保育職種において民間との過大な 給与格差を是正する必要があります。</p>
<p>◇勤務成績不良等職員の分限処分制度は平成 21 年 度より制度制定運用を行っています。</p>	<p>◆分限処分は極めて適切な運用が求められます。</p>
<p>◇特別職については、報酬審議会条例に基づく運用 が行われています。</p>	<p>◆特別職報酬審議会は、開催時期が不定期です。</p>

基本事業	事業の内容	担当課係名												
④ 住民参画機会の充実	【01】 審議会等への町民参加の充実 ●町民要請に適確に対応した施策を実現するため、 <u>会議及び会議録の公開を確実に実施するとともに、審議会等委員への公募等町民参加の機会を拡充します。</u> ・会議及び会議録の公開を確実に実施します。 ・附属機関等の委員公募要綱を積極的に推進します。 ・附属機関等委員クロス表を作成し、調整を行います。【新規】	総務課 企画財政係												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審議会等の公募委員募集定数（人）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	指標	H17	H18	H19	H20	H21	審議会等の公募委員募集定数（人）	-	-	-	-	10	
	指標	H17	H18	H19	H20	H21								
審議会等の公募委員募集定数（人）	-	-	-	-	10									
【02】 町民意見聴取手続きの充実 ●町民や受益者の要請にきめ細かくに対応した施策を実現するため、 <u>町民の意見聴取手続きを充実させます。</u> ・パブリックコメント手続条例を確実に実行します。 ・各種建設計画等については、企画段階から町民意見聴取（ワークショップやアンケートなど）の機会を設けます。【新規】	総務課 企画財政係													
【03】 まちづくり委員会の継続実施【新規】 ●町民要請に適確に対応した施策を実現するため、 <u>まちづくり委員会を継続実施します。</u> ・年度毎にテーマを定め、ワークショップを開催します。 例：自治基本条例策定ワークショップ	総務課 まちづくり推進係													

基本事業	事業の内容	担当課係名												
① 正規職員数の削減	【01】 定員管理計画の策定と見直し ●総人件費の抑制に計画的に対応するため、 <u>定員管理計画を策定します。また、定員管理の状況に応じた見直しを行います。</u>	総務課 行政庶務係												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数（定員管理調査）（人）</td> <td>120</td> <td>117</td> <td>108</td> <td>105</td> <td>104</td> </tr> </tbody> </table>	指標	H17	H18	H19	H20	H21	職員数（定員管理調査）（人）	120	117	108	105	104	
	指標	H17	H18	H19	H20	H21								
職員数（定員管理調査）（人）	120	117	108	105	104									
【02】 臨時非常勤職員の活用 ●臨時非常勤職員人材を最大限活用するため、 <u>臨時非常勤職員の担任業務を明確に規定します。</u>	総務課 行政庶務係													
② 給与制度改革	【01】 福祉職給の適用【新規】 ●職務に応じた給与体系とするため、 <u>保育職員について福祉職給を適用します。</u> ・新規採用については、福祉職給を適用します。 ・在職者については、調整を進めます。	総務課 行政庶務係												
	【02】 分限処分取扱要綱の適確な運用 ●職員及び役場組織の公正かつ誠実な職務遂行を確保するため、 <u>勤務実績不良等職員の分限処分について適確な制度運用を行います。</u> ・人事評価結果に基づく指導対象職員への改善指導を確実に実施します。	総務課 行政庶務係												
	【03】 報酬審議会の開催 ●適切な報酬水準を維持するため、 <u>報酬審議会を定期的実施します。</u> ・報酬審議会を開催し、特別職の報酬等について審議を行います。（毎年度）【新規】	総務課 行政庶務係												

(3) 健全な財政運営

現 況	課 題
◇平成 18 年度に中長期財政計画を策定し、健全財政に努めています。	◆計画については、定期的に見直しを行う必要があります。
◇給水人口の減少や節水意識の普及により給水収益は減少傾向にあります。 ◇平成 19～21 年度に高利率企業債の補償金免除繰上償還を行いました。 ◇平成 18 年度水道事業経営審議会で料金改定と答申されたが、料金については据置です。 ◇水道週間にあわせて井戸水の水質検査を実施しています。	◆景気低迷などから収納率は微減傾向にあり、未収金対策が必要です。 ◆施設全体を通じて老朽化による、修繕費が増加しています。 ◆ペットボトル水や井戸水から町営水道の利用に転換してもらえよう「おいしい町営水道水」を PR していく必要があります。
◇平成 20 年度から、下水道事業経営審議会を設置しました。 ◇下水道加入率は 77.3% (H22.10) であり、下水道未加入世帯に、戸別訪問し、加入促進を行っています。	◆不況や、世帯の高齢化、合併処理浄化槽設置等の理由により、下水道に加入しない世帯が存在します。 ◆加入者負担を最小限に抑えるため、経営の合理化・健全化が必要です。
◇自治会等と協働で道路沿線の草刈等環境整備を実施しています。 ◇地域ボランティアによる美化活動を実施しています。	◆地域協働で出来る道路整備の方法を検討する必要があります。
◇長野県との協働徴収、タイヤロック、給水停止措置、差押え等に積極的に取り組んでいます。	◆徴収対策は、全庁的な取り組みが不足しています。

基本事業	事業の内容	担当課係名																		
① 計画的な 財政運営	【01】 中長期財政計画 ●持続可能な財政運営を見極めるため、 中長期財政計画を策定、見直しを行います。 ・中長期財政計画を策定、見直しを行います。 ・新地方公会計制度を導入します。[22年度決算]【新規】	総務課 企画財政係																		
	【02】 上水道事業の健全経営 ●安全安心な上水道を提供するため、 持続可能な上水道事業の健全経営に取り組みます。 ・水道事業経営審議会を定期的に開催します。 ・未収金に対しては、要綱に基づく給水停止措置を有効に活用します。 ・アセットマネジメント（資産管理）を実施します。【新規】 ・広報活動を通じて、上水道利用者の増を図ります。 <table border="1" data-bbox="309 804 1316 927"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業債残高（百万円）</td> <td>1,734</td> <td>1,641</td> <td>1,526</td> <td>1,446</td> <td>1,249</td> </tr> <tr> <td>徴収率（%）</td> <td>99.3</td> <td>99.1</td> <td>99.0</td> <td>98.6</td> <td>98.9</td> </tr> </tbody> </table>	指標	H17	H18	H19	H20	H21	企業債残高（百万円）	1,734	1,641	1,526	1,446	1,249	徴収率（%）	99.3	99.1	99.0	98.6	98.9	建設水道課 上下水道係
	指標	H17	H18	H19	H20	H21														
	企業債残高（百万円）	1,734	1,641	1,526	1,446	1,249														
徴収率（%）	99.3	99.1	99.0	98.6	98.9															
【03】 下水道事業の健全経営 ●安定した下水道環境を提供するため、 持続可能な下水道事業を健全経営に取り組みます。 ・下水道事業経営審議会を定期的に開催します。 ・加入促進対策として、未加入世帯に個別訪問を行うとともに、集合処理区域内浄化槽設置者に対して個別相談を行います。 ・下水道設備費用負担を軽減するため、下水道の設備工事に必要な資金借り入れの利子補給を行います。 ・高齢者世帯等経済的に加入が困難な世帯への下水道加入支援策を研究します。（均衡を保つため、合併浄化槽も合わせて検討を行います。【新規】 <table border="1" data-bbox="309 1364 1316 1447"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道債残高（百万円）</td> <td>8,999</td> <td>8,633</td> <td>8,254</td> <td>7,904</td> <td>7,538</td> </tr> </tbody> </table>	指標	H17	H18	H19	H20	H21	下水道債残高（百万円）	8,999	8,633	8,254	7,904	7,538	建設水道課 上下水道係							
指標	H17	H18	H19	H20	H21															
下水道債残高（百万円）	8,999	8,633	8,254	7,904	7,538															
【04】 地域協働による道路等整備の推進 ●効果的な道路等整備を行うため、 地域協働による道路整備を推進します。 ・現在実施している原材料支給事業のほか、地域協働事業による道路整備の方法を検討します。	建設水道課 建設管理係																			
② 自主財源確保 と町有財産の 利活用 （次項へ続く）	【01】 町税等の徴収体制の強化 ●徴収業務の効率化と徴収率の向上を図るため、 町税等の徴収について全庁徴収体制を整備します。 ・全庁収納対策会議を定期的に開催し、未収金徴収マネジメントを一括して行います。【新規】 ・町単補助事業等の助成制限による滞納税の解消を図ります。【新規】 ・コンビニ収納等新たな納税方法の研究を行います。 ・病気や失業、事業の経営不振などで、一時的に納税が困難な方に対する納税相談を行います。 <table border="1" data-bbox="309 2024 1316 2107"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町税徴収率（%）</td> <td>99.0</td> <td>99.1</td> <td>99.0</td> <td>98.9</td> <td>98.8</td> </tr> </tbody> </table>	指標	H17	H18	H19	H20	H21	町税徴収率（%）	99.0	99.1	99.0	98.9	98.8	住民税務課 徴収係						
指標	H17	H18	H19	H20	H21															
町税徴収率（%）	99.0	99.1	99.0	98.9	98.8															

現 況	課 題
◇広告掲載事業を 18 年度より導入実施しています。	◆町有財産の利活用については更に検討の余地があります。
◇町有財産台帳整備は、土地は平成 19 年度概ね完了、建物は 21 年度基本データ整理済となっています。 ◇借受不動産の賃貸借料基準を 21 年度策定しています。	◆借受不動産については、基準に基づく算定へと移行されていません。
◇ 19 年度保育所運営委員会において中央保育園老朽化に伴い、北名子保育園への統廃合の答申が出ています。	◆中央保育園の老朽化による改築計画に合わせ、園児数の動向を見据えながら、北名子保育園との統合計画を進めていく必要があります。
◇町営住宅として大島地区 6 戸、上片桐 3 戸の計 9 戸について管理運営しています。	◆町営住宅は教員住宅転用の築 40 年を超える家屋で、老朽化が著しく耐震性に乏しくなっています。

基本事業	事業の内容						担当課係名												
② 自主財源確保 と町有財産の 利活用 (前項の続き)	【02】 広告掲載事業 ●町有財産の有効活用による財源確保を図るため、 <u>広告掲載事業を拡大します。</u> ・広告主及び掲載媒体の拡大を図ります。						総務課 企画財政係												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="304 304 715 342">指標</th> <th data-bbox="719 304 831 342">H17</th> <th data-bbox="836 304 948 342">H18</th> <th data-bbox="952 304 1064 342">H19</th> <th data-bbox="1069 304 1181 342">H20</th> <th data-bbox="1185 304 1323 342">H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="304 349 715 383">広告掲載料 (円)</td> <td data-bbox="719 349 831 383">-</td> <td data-bbox="836 349 948 383">144,000</td> <td data-bbox="952 349 1064 383">340,800</td> <td data-bbox="1069 349 1181 383">286,800</td> <td data-bbox="1185 349 1323 383">370,800</td> </tr> </tbody> </table>							指標	H17	H18	H19	H20	H21	広告掲載料 (円)	-	144,000	340,800	286,800	370,800
	指標	H17	H18	H19	H20	H21													
	広告掲載料 (円)	-	144,000	340,800	286,800	370,800													
	【03】 借受不動産賃借料の適正化 ● <u>適切な公有地確保に資するため、借受不動産賃借料の見直しを行います。</u> ・全ての借受不動産について、借受料基準との整合性を点検します。【新規】						こども課 保育所係												
【04】 北名子保育園跡地利用の検討 ● <u>統合により廃園となる北名子保育園跡地の有効利用につなげるため、北名子保育園跡地の利用方法を検討します。</u>						建設水道課 建設管理係													
【05】 町営住宅及び教員住宅の精査 ● <u>老朽化した町営住宅及び教員住宅の効率的な整備運営を行うため、整備計画を策定します。</u> ・長期的な整備方針を定め、廃止住宅の後利用について、若者定住用住宅地への転用など有効な利用方法を講じます。																			

第3章 目標指標

指 標	説 明	平成 22 年度 実 績	平成 27 年度 目 標	目標値の根拠
人口 1 人当り人件費物件費等決算額 (円)	当該年度総務省公表数値 (前々年度決算数値)	105,938	105,322	サービス増と総人件費改革の取組を相殺し、現状維持 (過去 5 年平均) とします。
実質公債費比率 (%)	当該年度実施の決算統計数値	18.2	17.0	許可団体基準 (18%) から 1 ポイント低い値を安全値と見込みます。
経常収支比率 (%)	当該年度実施の決算統計数値	84.6	85.0	増加傾向にある状況を鑑み現状水準を維持します。
職員数 (定員管理調査) (人)	当該年度調査数値 (当該年度 4 月 1 日現在)	105	102	全国比においても既に最低水準であり、今後サービス増も推察されるが、3 名減を見込みます。
町税徴収率 (現年課税分) (%)	当該年度実施の決算統計数値 (前年度実績)	98.5	98.5	経済状況を鑑み、現状維持を目標とします。

第4章 推進体制

1. 松川町行財政改革推進会議

松川町行財政改革推進会議 (委員長: 副町長) において改革項目の進行管理を行い、全庁一丸となって改革を推進します。

2. 松川町自治体経営審議会 (町条例に基づく長の附属機関)

計画策定に際して意見を伺うとともに、定期的に進捗状況を報告し、助言を受けます。

資料編

1. 松川町自治体経営審議会条例
2. 松川町自治体経営審議会委員名簿
3. 諮問
4. 答申

1. 松川町自治体経営審議会条例

○松川町自治体経営審議会設置条例

平成 17 年 6 月 13 日

条例第 14 号

(目的及び設置)

第 1 条 右肩上がり経済の終焉と少子高齢化社会の到来という大きな変化の時代の中で、自治体運営を経営という視点から捉え、社会経済情勢の変化に適切に対応する自律的な自治体経営を推進するため、松川町自治体経営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 自治体経営に関する重要事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
- (2) 答申した事項について、その進捗状況の報告を受け、助言及び勧告をすること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項。

(町長の責務)

第 3 条 町長は、答申を尊重し、施策に反映するよう努めるとともに、その進捗状況について、審議会に報告するものとする。
2 町長は、円滑な審議に資するため、自治体経営に関する事項その他必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(組織)

第 4 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。
2 委員は、自治体経営に関し優れた識見を有する者のうちから、町長が任命する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長)

第 6 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(資料の提出等の要求)

第 8 条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、審議事項に関し必要な知識又は経験を有する者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 この条例による最初の会議は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。
(松川町行政改革推進委員会設置条例の廃止)
- 3 松川町行政改革推進委員会設置条例(昭和 60 年松川町条例第 8 号)は、廃止する。

2. 松川町自治体経営審議会委員名簿

氏名	所属等	備考
萩原 正義	松川町商工会 会長 株式会社コシブ精密	会長
尾曾 元広	ケアテックグループ代表	副会長
久保田志げ子	株式会社エレンシ	
近藤 保穂	有限会社こんどう	
佐藤 和仁	下伊那赤十字病院事務長	
原 文子	主婦 農業	
宮下 彰	さんさんファーム代表	
宮下 繁	元町議会議員	(公募委員)
吉田 豊	同朋大学非常勤講師	(公募委員)
米沢 正幸	元福与区長	

任期 平成 21 年 10 月 14 日～平成 23 年 10 月 13 日 (2 年間)

(50 音順 敬称略)

3. 諮問

22 松総第 138 号
平成 22 年 10 月 27 日

松川町自治体経営審議会会長 殿

松川町長 竜口 文昭

第 2 次松川町自治体経営改革プランの策定について (諮問)

松川町自治体経営審議会条例(平成 17 年条例 14 号)第 2 条第 1 号の規定に基づき、次の事項について諮問します。

○諮問

第 2 次松川町自治体経営改革プランの策定について、貴審議会の意見を求めます。

4. 答申



松川町役場
行財政改革推進会議（総務課財政係）
〒399-3303
松川町元大島3823
TEL 36-3111（代表）
36-7021（直通）
FAX 36-5091